

中津川市告示 第25号

悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び同法第4条第1項の規定により特定悪臭物質の規制基準を次のように定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

1 規制地域

市内全域

2 規制基準

(1) 工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

ア	アンモニア	1 ppm
イ	メチルメルカプタン	0.002ppm
ウ	硫化水素	0.02ppm
エ	硫化メチル	0.01ppm
オ	二硫化メチル	0.009ppm
カ	トリメチルアミン	0.005ppm
キ	アセトアルデヒド	0.05ppm
ク	プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ケ	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
コ	イソブチルアルデヒド	0.02ppm
サ	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
シ	イソバレルアルデヒド	0.003ppm
ス	イソブタノール	0.9ppm
セ	酢酸エチル	3ppm
ソ	メチルイソブチルケトン	1ppm
タ	トルエン	10ppm
チ	スチレン	0.4ppm
ツ	キシレン	1 ppm
テ	プロピオン酸	0.03ppm
ト	ノルマル酪酸	0.002ppm
ナ	ノルマル吉草酸	0.0009ppm

ニ イソ吉草酸

0.001ppm

(2) 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質の当該排出施設の排出口における排出基準

ア 次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。
 q 流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
 He イに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）
 Cm (1) に規定する特定悪臭物質ごとの値（単位 百万分率）
ただし、イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式を適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算定により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(3) 工場その他の事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの排出水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

K 次表の第 2 欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第 3 欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第 4 欄に掲げる値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

C_m (1) に規定する特定悪臭物質ごとの値 (単位 百万分率)

1	メチルメルカプタン	0.001m ³ /s以下の場合	1.6
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	3.4
		0.1m ³ /sを超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001m ³ /s以下の場合	5.6
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	1.2
		0.1m ³ /sを超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001m ³ /s以下の場合	3.2
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	6.9
		0.1m ³ /sを超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001m ³ /s以下の場合	6.3
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	1.4
		0.1m ³ /sを超える場合	2.9

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。